未就学児がいる世帯対象 医師に健康相談ができるスマホアプリ「LEBER」の実証実験について

常陸大宮市では、未就学児がいる世帯を対象に、茨城県の近未来技術社会実装推進事業の一環として株式会社AGREE が実施する医療相談アプリ「LEBER」を活用した実証実験に参加します。「LEBER」は、症状を入力するだけで医師がアドバイスとともに、症状にあった診療科や市販薬を紹介してくれるスマホアプリです。「この症状、このまま様子みて大丈夫かな…」等子育て中の不安解消にぜひご活用ください。茨城県は人口10万人当たりの医師数が全国で2番目に少ないだけでなく、小児科医の数は全国最少で、常陸大宮市も課題解決に向けた実証実験を行いますので、ぜひご協力をお願いします。 ~利用方法~

- ・対象者 市内在住で未就学児のいる世帯(1世帯当たり5人まで登録可能)
- ・利用料金 実証実験のため無料(通信費等は自己負担となります)
- ・期 間 令和2年3月31日まで
- ・利用方法
 - 1. 対象世帯へ7月18日にお送りしているアプリ利用時に必要な認証番号とダウンロード方法が記載された通知をご用意ください。
 - 2. アプリをダウンロードします。 3. 通知に記載された認証番号を入力します。
 - 4. アンケートにお答えいただいたら利用開始です。

問 本庁 医療保険課医療・年金G ☎52-1111 内線166

かがやき 健康推進課母子保健G ☎54-7121

子育て短期支援事業(ショートステイ)について

子育て短期支援事業は、保護者の疾病その他の理由により家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を、市と契約した児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

○利用対象者

満18歳未満の児童の保護者(児童を現に監護する方)で、次のいずれにも該当する方

- (1)市内に住所を有する方
- (2)次の理由により、家庭で対象児童を養育することが一時的に困難であると市長が認めた方
 - ア 疾病、育児疲れ、育児不安その他の身体上または精神上の理由
 - イ 出産、看護、事故、災害、失踪その他の家庭養育上の理由
 - ウ 冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加その他の社会的な理由
 - エ その他の理由

【注意】下記の(1)~(4)に該当する児童の場合は利用が出来ません。

- (1)感染症その他の感染性疾患を有し、他の児童等に伝染するおそれがある場合
- (2)疾病等により、医療機関で治療を受ける必要があると認められる場合
- (3)専門的な看護等を必要とし、集団での生活が困難であると認められる場合
- (4)委託した施設において養育することが困難であると認められる場合
- ○利用期間 1回当たり7日間以内。原則として利用者が児童養護施設等へ送迎を行います。
- ○利用の登録 事業の利用を希望する方は、利用登録申請書をこども課に提出し、事前に利用登録をしてください。
- ○**利用の申請** 登録後、施設の利用を希望する方は、利用申請書をこども課に提出してください。
- ※利用希望日時に施設に空きがない場合など、利用できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。 ※入所施設等、詳しくは下記までお問い合わせください。
- 問 本庁 こども課 こどもG ☆52-1111 内線137

募集

金婚・ダイヤモンド婚に該当する方はお申し出ください!

社会福祉協議会では、結婚50年・60年・70年を迎えるご夫婦にお祝いとして記念品(記念写真1セット)を贈呈いたします。次の要件に該当する方は、9月5日(木)までに、お住まいの地区担当民生委員または社会福祉協議会本所・各支所に申し出てください。

○金婚(50年)該当者の要件

平成31年1月1日から令和元年12月31日までに、結婚50年を迎えるご夫妻(昭和44年1月1日から同年12月31日の間に婚姻)

グイヤモンド婚(60年)該当者の要件

平成31年1月1日から令和元年12月31日までに、結婚60年を迎えるご夫妻(昭和34年1月1日から同年12月31日の間に婚姻)

○ダイヤモンド婚(70年)該当者の要件

平成31年1月1日から令和元年12月31日までに、結婚70年を迎えるご夫妻(昭和24年1月1日から同年12月31日の間に婚姻)

申込・問 社会福祉法人常陸大宮市社会福祉協議会 本所総務係 ☎53-1125 山方支所 ☎57-6826 美和支所 ☎58-3311 緒川支所 ☎56-2857

御前山支所 555-2733